

長井高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

「いじめ」は、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ行為は恥ずべきことであり、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、加害者自身をも荒廃させてしまう反社会的行為であるということ、そしていじめを認識しながら傍観や放置することが許されない行為であることを生徒にしっかりと理解させなければならない。この問題は集団で生活する以上、全ての生徒が加害者にも被害者にもなりうる問題である。いじめの撲滅は究極の目的であるが、一方でいじめは常に起こるという認識のもと、生徒が示すわずかな兆候も看過せず、適切な指導を迅速に行うフットワークの軽さと敏感な感覚を常に持ち、その防止のための具体的対策を含めた諸問題に対応できる組織づくりを、家庭、教育委員会、カウンセラー、PTA 関係者、その他の機関の連携で進めていく。

2 いじめ防止のための取組

(1) 学校・教職員の姿勢

- ① 自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」の自覚を促し、育んでいく「いのち」の教育の推進
- ② 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、役割と責任の自覚
- ③ いじめの定義、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内での研修、平素からの教職員全員での共通理解
- ④ 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒への適切な支援・指導体制の構築
- ⑤ いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないような分かりやすい授業づくり、諸活動の実施
- ⑥ 他校、外部組織（教育委員会、警察等）と情報交換、いじめに関する地域全体の取り組みや行事への参加を通し、本校での指導改善

(2) 生徒が培う力とその取組

- ① いじめの防止に向けて、授業や課外活動の中で以下のような力を培う。
 - (ア) 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
 - (イ) 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
 - (ウ) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力や、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る力
 - (エ) ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力
 - (オ) 自己の言動や行動を正しく評価し、統制できる自己理解能力と自己管理能力
 - (カ) 自己有用感、自己肯定感
- ② 上記のような力を総合的に培うために、以下のような取組を行う。

- (ア) 人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- (イ) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような教室環境・集団ルールづくり
- (ウ) 探究型学習等を利用した主体的、協働的学びの促進
- (エ) ボランティア活動の拡大や社会貢献活動等一層の推進
- (オ) 生徒会によるいじめ撲滅宣言

(3) いじめ防止等のための対策の組織

①いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「学校いじめ防止対策委員会」を置く。

◇校内職員委員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、
年次主任、該当学級担任、該当部顧問

◇校外関係者委員：PTA 会長、年次部会長、スクールカウンセラー

②組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組みを行う。

(ア) 未然防止

(イ) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等の PDCA サイクルの推進

(ウ) いじめの相談・通報の窓口としての対応

(エ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

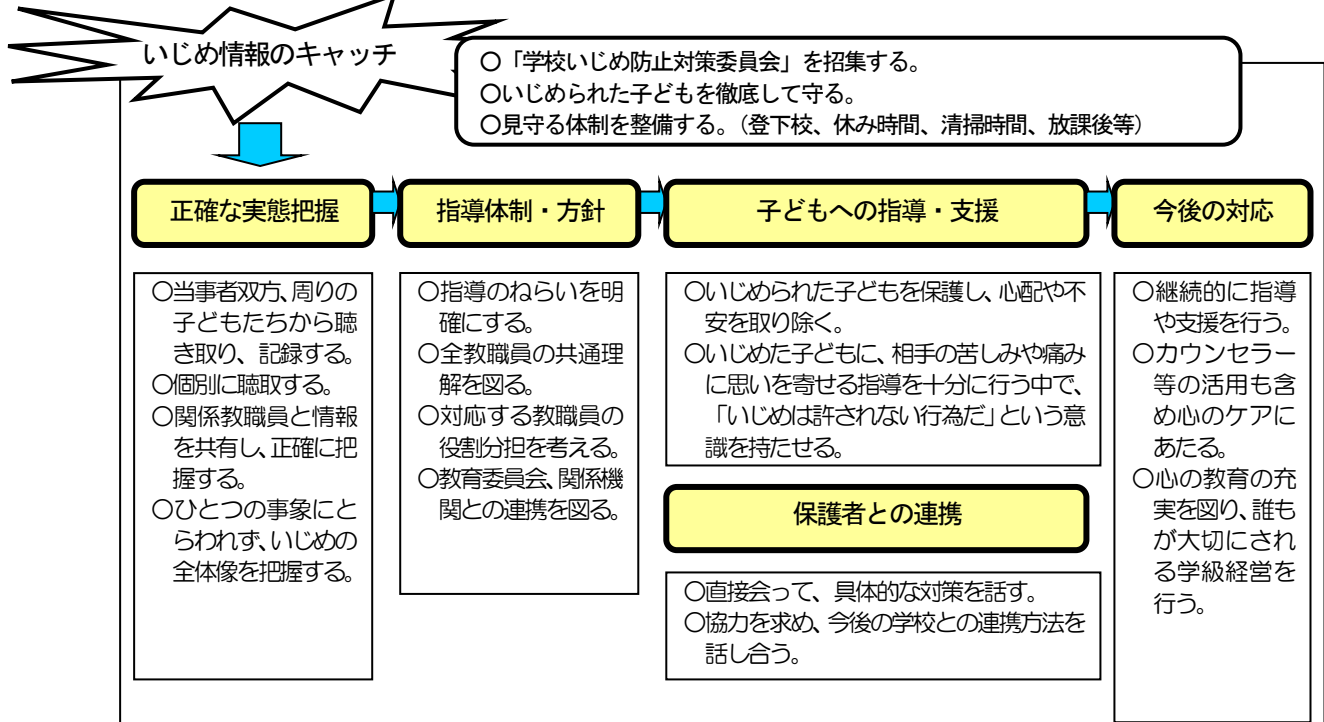
(オ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的対応

3 早期発見のための取組

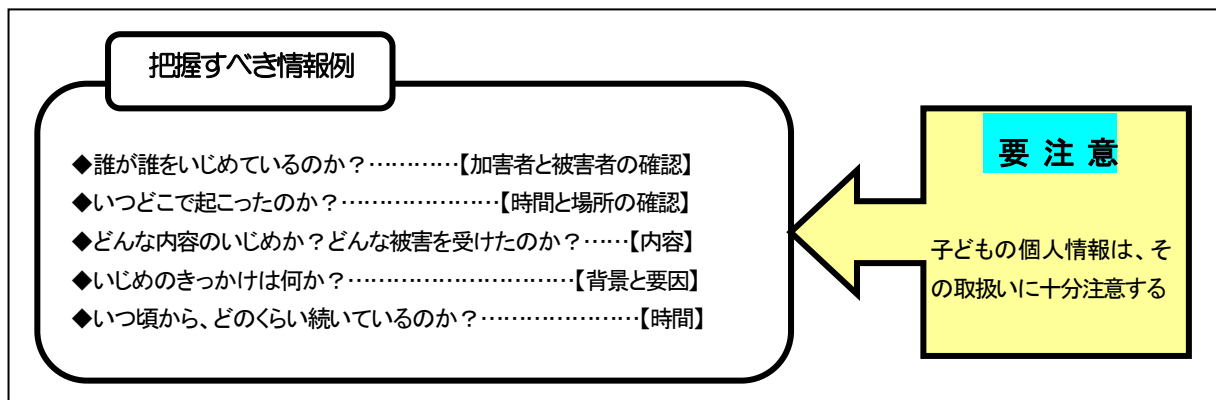
- ① 日常的な生徒の観察、「いじめ発見のチェックリスト」を有効に用いて、声がけ、面談等を積極的に行う。
- ② 教職員相互で生徒の情報交換、情報共有を積極的に行う。
- ③ 子どもが相談しやすい環境づくりのために、以下のような取組みを推進する。
 - (ア) 年に3回、「生活調査」を実施し、その中で実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなど、必要に応じ臨機応変に対応する。「生活調査」の結果については PTA 代表・スクールカウンセラーと共有、分析を行う。
 - (イ) 教職員の事務処理業務等における効率化に努め、生徒と接する時間を増やせるような環境作りを一層促進する。
 - (ウ) 定期的なアンケートのみに頼らず、いじめはきわめて見えにくい環境で行われている、あるいは突発的に発生することもあるという認識のもと、日頃からの生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - (エ) 生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを安易にとらえず、職員間でも問題を過小評価する雰囲気を作らない。
- ④ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が連携・協働する体制を構築する。その際、保護者用チェックリスト、いじめに関する保護者アンケートなども活用し、家庭地域と連携して生徒を見守っていく。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 対応



(2) 把握すべき情報



(3) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを傍観していた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- ② たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ 観衆のようにはやしたてるなど同調していた生徒に対して、いじめに加担する行為であることを理解させる。

(4) 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、校内における「学校いじめ防止対策委員会」において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

5 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの未然防止

①情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

《情報モラル教育の具体的内容》

- ①掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ②掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③掲示板やメール等を含め、インターネットを利用するには、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

②家庭・地域、PTAとの連携

【参考】ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
 - ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
 - iii) 危険性の教育を行う。
 - iv) フィルタリングの設定を行う。
 - v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。
- 上記 i) ~ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

(2) 早期発見への取組

- ①現実での人間関係を把握し、小さな変化やサインを見逃さない、きめ細かな支援
- ②相談しやすい関係や体制の構築
- ③ネットパトロール実施機関との連携

(3) 対応

《掲示板等への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応》

①書き込み内容や掲載内容の確認

- 書き込みや掲載のあった掲示板のURLや不適切なメール等を控えるとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。
- 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものもある。その場合は、携帯電話等から掲示板等にアクセスする。また、携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

②掲示板等の管理者に削除依頼

- 掲示板等のトップページを表示し「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところから、削除依頼のメールを送信する。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する。
- 削除依頼を行う場合は、個人のメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。

③掲示板等のプロバイダに削除依頼

- 掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

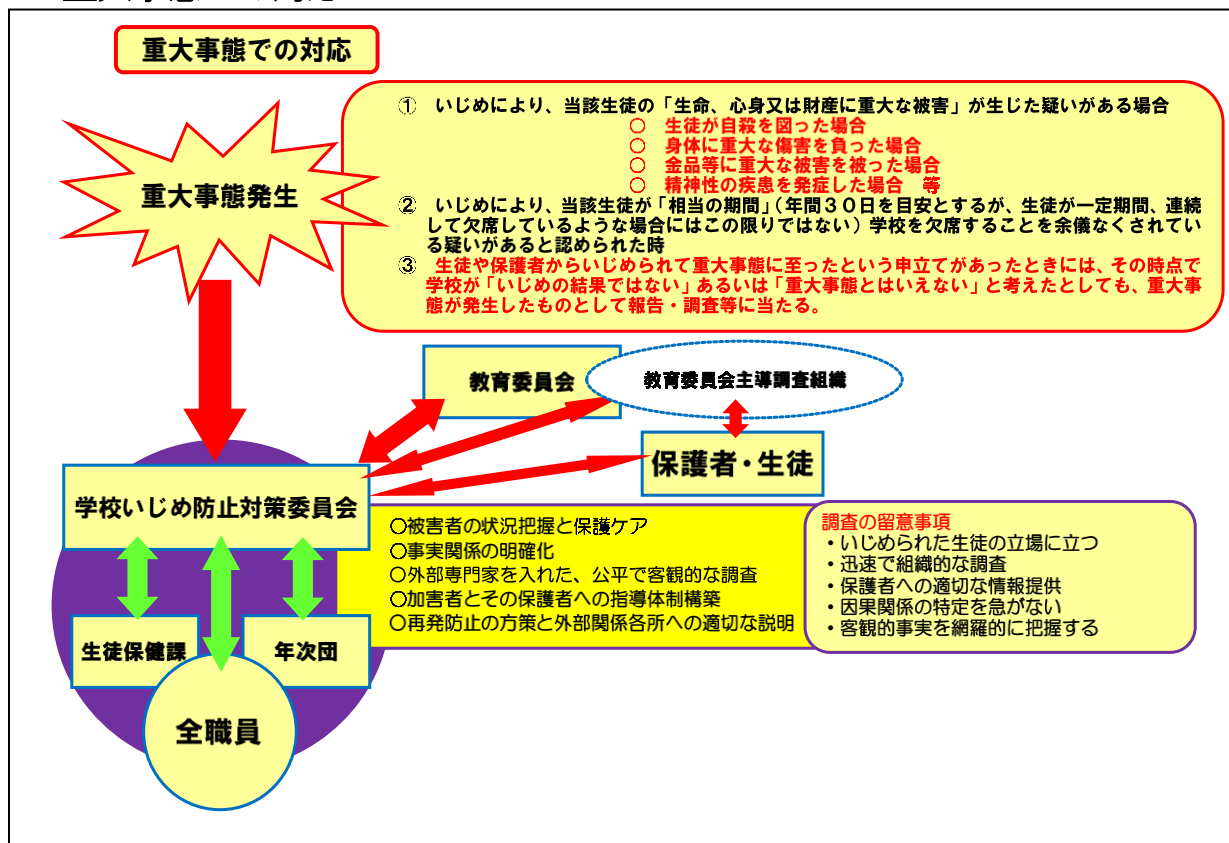
④警察や山形地方法務局への相談

⑤チェーンメール等への対応

- 削除して構わないことを指導し、不安が解消できない生徒へは次の転送先を紹介する。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

6 重大事態への対応



7 点検・評価と不断の見直し

(1) 学校評価等を通しての点検・評価

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」において、学校基本方針の見直し等、PDCAサイクルでの検証

平成26年4月3日策定

平成26年4月21日施行

平成28年4月5日一部改訂

平成30年2月22日改定